



建設業における仮設機材に起因する 死亡災害発生状況 (5) ~つり足場~

一般社団法人 仮設工業会 事務局

はじめに

本会の会報の平成25年10月号から下記のとおり掲載しています。

- (1) 建設業における仮設機材に起因する死亡災害発生状況 (1) [平成25年10月号・災害の概要]
- (2) 建設業における仮設機材に起因する死傷災害発生状況 (2) [平成26年1月号・機材センター]
- (3) 建設業における仮設機材に起因する死傷災害発生状況 (3) [平成26年2月号・脚立]
- (4) 建設業における仮設機材に起因する死傷災害発生状況 (4) [平成26年3月号・梯子]

今回は、つり足場の事故が多いことから、これらのつり足場の事故のうち、死亡災害について厚生労働省のデータベースから、つり足場に関係すると考えられる事例について紹介します。各事例を参考にして、つり足場を使用する際の災害防止や教育等にご活用ください。

■ つり足場に関係すると考えられる事例

今回は、平成23年及び平成24年に発生したつり足場に関する死亡災害を仮設工業会事務局において取りまとめたものです。

No.	死亡災害発生状況 (平成24年)
1	被災者は鋼橋の上部架設工事現場において、組立て中のつり足場の作業床上を歩いていたところ、体勢を崩して約10m下方の地上に墜落した。なお、つり足場には、手すり、防網等の墜落防止設備は未設置であった。また、安全帯は着用していたが、取付け設備は設置されておらず使用していなかった。
2	つり足場の解体中、朝顔材を取り外すため玉掛をしようと朝顔材に立て架けたはしごに乗ったところ、朝顔材の控え材(単管)が、足場床と固定していたクランプから抜け、朝顔パネルが外側に転倒し、立て架けたはしごとともに、約8m下の道路面に墜落した。
3	橋桁の欄干(防風柵)の新設のため、橋桁につり足場の設置を行っていたところ、つり足場のつり棒とつり棒の間に仮設置した作業床が脱落し、作業床上で本固定しようとしていた作業員が作業床と一緒に、約15m下の運河に墜落した。
4	橋梁上部工事において、橋梁下部に設置されたつり足場の側面に設置されていたブルーシート(端部を足場部材に固定していたもの)が外れ、つり足場上の物の落下防止用のメッシュシートに引っかかっていた。被災者はつり足場の手すりから身を乗り出してブルーシートを引き上げようとしたところ、つり足場から約15m墜落し、その後、斜面を約15m滑落した。
5	高架橋塗替塗装工事において、橋脚間につり足場を設置する作業中、ずれた足場の位置を補正するため、レバーブロックを使用してつり足場を牽引する作業を行っていた際、作業員がレバーブロックの緊張を戻したところ、牽引していた足場の一部(2m×4m)が崩壊し、崩壊した足場上にいた被災者は、足場材料と共に約14m下のコンクリート製通路に墜落した。
6	橋梁の上部撤去工事現場において、トラスト部材(欄干)の切断撤去後の足場の解体作業中、地上からの高さ約8mの足場から河川敷へ墜落し、死亡した。

7	高架道路の補修作業において、高架下に設置されたパネル式つり足場の解体作業中、つり足場上で取り外された足場板(パネル)を高所作業車が設置してある箇所まで運搬する作業を行っていた被災者が、何らかの理由により取り外し中の足場板(パネル)上に乗ったため、足場板(パネル)の片側が脱落、約17m下の地面に墜落した。
---	--

No.	死亡災害発生状況(平成23年)
1	被災者は、下水処理施設の消泡水管交換工事を行うに当り、反応池(深さ約6.8メートル、東西方向約61.5メートル、南北方向約5.6メートル)の側壁につり足場を組立て中、手すりが設置されていない箇所(作業床の高さ約5.4メートル)から墜落し出血性ショックにより死亡した。足場の組立て作業は被災者と職長の2名が従事していた。被災者は安全帯は身に着けていたものの使用していなかった。
2	高速道路の橋脚(鋼製ボックス構造)の内外における腐食補修作業において、被災者は橋脚外面の補修終了後、単独で当該橋脚のつり足場の清掃作業を行っていた。当日の作業終了後、集合場所に被災者が見当たらないため、同僚が探したところ、当該橋脚の内部で倒れている被災者を発見した。消防隊による救出直後、当該橋脚内部の環境を測定したところ、一酸化炭素濃度測定器のメーターが振り切れている状態であったこと。
3	橋梁新設工事(進捗率99%)において、橋桁歩道部の補修作業に欄干から『コの字』型につり下げたつり足場が使用されていた。当該つり足場を構成していた縦単管が直交クランプから抜ける等して足場作業床が宙吊りとなっていた。その真下の河川敷に墜落している被災者が発見された。つり足場の作業床の高さは河川敷から8.4mであった。
4	被災者は高所作業車(橋梁点検車)のバスケットに搭乗しながら、他の作業員と共に橋桁側部でつり足場の組立て作業に従事した。橋脚部が狭く、バスケットでの作業が困難であり、被災者のみ橋脚上部に乗り移り建地を取り付ける作業を行った。この後高所作業車のタイヤがスリップし、これを押すために他の作業員は被災者を橋脚上部に残したまま橋上へと移動したが何かが落ちたような音がし、橋脚下部で倒れている被災者を発見した。
5	老朽化した橋梁の高欄部分を撤去し新設するため、つり足場の組立作業を行っていた。被災者は下から4段目となる手すりを設置するためのクランプ取り付け作業を終了したあと、足場板から15.7m下の河川に墜落し溺死した。墜落状況を確認している者がいないため、どこから墜落したか不明。また、救助のため河川に入った3名が低体温症の症状により治療を受け、1名が2日入院、2名が不慮災害となった。
6	橋の塗装工事で使用したつり足場の解体作業中、バランスを崩してつり足場から川に墜落した。(現認者なし)
7	新幹線高架橋建設工事において、つり足場上でPC桁の型枠の組立作業を行っていた被災者が何らかの原因で喉部を打ちつけ、気道損傷等で意識不明状態に陥り、9ヶ月後(11月11日)に死亡したものの。
8	バイパス建設工事において、高架橋床版下のつり足場の解体工事中、足場板と足場板を止めているコンパネ板を集めていたところ、つり足場と高所作業車のデッキの間から約15メートル下の地上に墜落したものの。

■ つり足場に関連して発生した災害事例について言えること。

上記の事例から考察できるポイントとして、下記のようなことが挙げられる。

- (1) つり足場の死亡災害の多くが、足場の組立て・解体作業中に発生している。
- (2) つり足場上のブルーシートが外れ、それを回収する作業において墜落したり、つり足場の位置のずれを補正する際に墜落している事例がある。
- (3) 平成22年6月29日付の厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長事務連絡「建設業におけるつり足場等からの墜落・転落による労働災害防止の徹底について」を参照。